
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

欠席議員の報告をいたします。

9番、阿部君から一身上の都合により本日の定例会を欠席する届け出が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は、15名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、谷君、11番、田畑君を指名いたします。

◎議案第1号から議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第2、議案第1号 平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第6号)から議案第7号 平成30年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第2号)までの7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

[総務課長 藤沢克彦君登壇]

○総務課長(藤沢克彦君) おはようございます。ただいま上程されました議案第1号から議案第7号についてご説明いたします。なお、議案第6号及び7号につきましては、担当課長及び事務長から説明をさせていただきます。

議案第1号から議案第7号までは、平成30年度新ひだか町の各会計補正予算でございます。

初めに各会計に関連する内容についてご説明させていただきます。

初めに人件費でございますが、人事異動に伴います補正予算につきましては、第4回議会定例会でご審議をいただき議決をさせていただいたところでございますが、今回の人件費につきましては、議案第8号及び議案第9号で後ほどご説明いたしますが、人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が行われることから、これに準じ、給与改定を本町においても行うこととしておりまして、その所要額について追加計上するものでございまして、条例改正案が可決した場合、予算執行に支障がある経費につきまして補正を行うものでございまして、全会計で2,998万9,000円の追加をしております。

また、このほか北海道胆振東部地震や三石地区簡易水道の断水対応に係る超勤手当等につきましても追加をさせていただいております。

なお、今回追加計上した経費以外の超勤手当などの実績により支払われるものや支給要件の異動によるものについては含まれておりませんので、例年どおり3月議会定例会にて精査をし上程

をさせていただきますのでご理解をお願いします。

次に、燃料費でございますが、平成 30 年度当初予算積算時と比較しますと燃料単価が大きく上昇しております、例年 3 月議会定例会に精査上程しておりましたが、現計予算内で対応できないことから追加計上するものでございまして、こちらも全会計で 6,284 万 4,000 円の増額となっております。

光熱水費につきましても、特に電気料でございますが、使用量の削減に努めてまいりましたが、供給単価の上昇等により全会計で 4,170 万円の増額となっております。

このほか施設の老朽化や設備備品の耐用年数の経過による劣化によりまして、事務事業の執行、特に施設の運営でございますが、支障を来す箇所について修繕料を追加しておりますし、各種制度の改正に伴いましてシステムの改修経費、台風 24 号による災害復旧経費、認定こども園等の利用者増などに伴う運営経費の追加など、今回補正しなければ事務事業の執行に支障を来すもの、あるいは行政サービスの提供に影響があるものについて計上させていただいております。

また、平成 31 年度に展開します行政サービスの提供に支障が生じないように、債務負担行為の設定についても追加してございます。

他の事業費等の執行整理につきましては、3 月議会定例会までに精査をし、議案上程させていただき予定しておりますのでご理解願います。

それでは会計ごとに説明をいたしますが、説明に当たりましては人件費に係るもの、燃料費、光熱水費に係るものにつきましては、説明を省略させていただきますので合わせてご理解願います。

議案第 1 号は平成 30 年度新ひだか町一般会計補正予算(第 6 号)でございます。

平成 30 年度新ひだか町の一般会計補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,937 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 146 億 7,491 万 5,000 円にしようとするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表のとおりでございます。

第 2 条は、継続費の補正でございます、継続費の追加は第 2 表のとおりでございます。

第 3 条は、債務負担行為の補正でございます、債務負担行為の追加は第 3 表のとおりでございます。

第 4 条は、地方債の補正でございます、地方債の変更は第 4 表のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書よりご説明いたしますので、一般 10 ページをお開きください。

3 歳出でございます。1 款、1 項、1 目議会費、11 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、4 目財産管理費、12 ページにまいりまして、5 目車両管理費、2 項徴税费、1 目税務総務費につきましては、人件費又は燃料費、光熱水費でございますので説明は省略をさせていただきます。

13 ページ、2 目賦課徴収費では 160 万円を追加し 3,091 万 4,000 円にしようとするものでございます。

事業目 1、賦課徴収事務経費でございますが、地方税共通納税システム導入業務委託料でございます、現在の納税手続は地方公共団体が発行した納付書に基づき、金融機関窓口を通じて行

われておりますが、納付書の形式取扱金融機関が地方公共団体ごとに異なっていることから、納税者の事務が煩雑となっております。地方税教育納税システムを全地方公共団体が導入し、納税者の利便性の向上と同時に、収納事務の負担軽減を図るための経費を追加してございます。

なお、導入作業が2カ年度にわたりますことから継続費の設定もあわせて行っております。

3項、1目戸籍住民基本台帳費、14ページにまいりまして、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、5項統計調査費、1目統計調査総務費は、人件費のみでございます。説明は省略させていただきます。

6項、1目監査委員費では、14万円を追加し1,013万6,000円にしようとするものでございます。人件費のほか、事業目1、監査委員経費及び事業目2、監査事務経費でございますが、それぞれ旅費でございます。本町の代表監査委員が日高町村等監査委員協議会の会長に就任したことにより、公務出張が増加することから、その経費を追加しております。

なお、本経費の一部につきましては団体が負担することとなっておりますが、歳入の充実につきましては3月補正予算で整理することとしております。

16ページにまいります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、人件費のみですので説明は省略いたします。

3目社会福祉施設費では、210万円を追加し2億3,921万9,000円にしようとするものでございます。燃料費のほか、事業目5、共同井戸管理経費でございますが、修繕料でございまして、豊畑第一地区共同井戸、目名共同井戸及び稲見共同井戸の3施設における排水ポンプの修繕などの経費について追加をしているものでございます。

17ページ、4目生活館費は、燃料費、光熱水費でございますので説明は省略いたします。

5目国民年金事務費では、60万円を追加し339万6,000円にしようとするものでございます。事業目1、国民年金事務経費でございますが、国民年金システム改修業務委託料でございまして、第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除の制度改正及び国民年金法に基づく届け出書等、届け出書類の電子媒体化、様式統一化に伴うシステム改修に係る経費を追加してございます。財源でございますが、国民年金事務費交付金、これ国庫委託金になりますが、同額を充当してございます。

7目老人支援費では、98万3,000円を追加し11億6,418万円にしようとするものでございます。人件費燃料費のほか、事業目6、日高中部広域連合負担金でございますが、人事異動及び給与改定に伴います人件費につきまして、構成町の負担分を追加するものでございます。

18ページにまいりまして、8目老人福祉施設費、19ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、人件費または光熱水費、燃料費でございますので説明は省略いたします。

2目児童措置費では、5,260万3,000円を追加し9億2,516万4,000円にしようとするものでございます。

事業目1、認定こども園等運営経費でございますが、施設型給付費等負担金でございまして、対象児童数の増加や職員の処遇改善加算及び公定価格の増などにより負担金を追加するものでございます。財源でございますが、子どものための教育保育給付費負担金でございまして、国庫負担金904万円、道負担金599万8,000円をそれぞれ充当しております。

事業目2、私立保育所運営事業でございまして、二つの項目がございまして、一つ目は私立保育所運営業務でございまして、延べ利用者の増加や公定価格の増などに伴い、経費を追加するも

のでございます。財源でございますが、子どものための教育保育給付費負担金でございますが、国庫負担金 998 万 2,000 円、道負担金 499 万 1,000 円をそれぞれ充当しております。

二つ目は地域子ども子育て支援事業でございますが、地域子育て支援拠点事業及び放課後児童健全育成事業の補助基準額の増加に伴い、経費を追加するものでございます。財源でございますが、子ども子育て支援交付金でございますが、国庫補助金、道補助金とも 13 万 4,000 円を充当しております。

事業目 3、広域利用保育経費でございますが、施設型給付費負担金でございますが、町外の認定こども園等の利用児童数の増加に伴い、経費の追加をするものでございます。財源でございますが、子どものための教育保育給付費負担金でございますが、国庫負担金 18 万 7,000 円、道負担金 12 万 6,000 円をそれぞれ充当してございます。

20 ページにまいりまして、3 目児童福祉施設費、21 ページ、4 目児童デイサービスセンター費、22 ページにまいりまして、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、3 目環境衛生費は、人件費または燃料費、光熱水費でございますので説明は省略いたします。

23 ページ、4 目保健活動施設費では、295 万 8,000 円を追加し 5,116 万 9,000 円にしようとするものでございます。

事業目 1、保健福祉センター運営事業でございますが、修繕料では保健福祉センター前駐車場の外灯の腐食が著しいことから改修するための経費を追加してございます。

5 目保健活動費は、人件費のみですので説明は省略いたします。

24 ページにまいりまして、2 項清掃費、1 目清掃総務費では 943 万 8,000 円を追加し 5 億 7,251 万 7,000 円にしようとするものでございます。

事業目 5、日高中部衛生施設組合負担金でございますが、人事異動及び給与改定に係ります人件費、燃料費、光熱水費の追加に伴います構成町の負担分を追加するものでございます。

25 ページ、6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、2 目農業総務費、26 ページにまいりまして、4 目農業施設費は、人件費または燃料費、光熱水費でございます。説明は省略いたします。

6 目畜産施設費では、580 万円を追加し 3,343 万 8,000 円にしようとするものでございます。燃料費、光熱水費のほか、事業目 2、牧野管理経費でございますが、修繕料では静内川合牧野の給水ポンプ取り替えに係る経費を追加しております。

27 ページ、7 目和牛センター運営費では、90 万円を追加し 1 億 4,244 万 6,000 円にしようとするものでございます。

事業目 1、和牛センター運営事業でございますが、燃料費、光熱水費のほか、修繕料では雑用水第 1 幹線の漏水箇所の修繕にかかる経費を追加してございます。

2 項林業費、1 目林業総務費、28 ページにまいりまして、3 項水産業費、1 目水産業総務費、29 ページ、7 款、1 項商工費、1 目商工総務費は、人件費のみでございます。説明は省略いたします。

2 目商工振興費では、172 万 1,000 円を追加し 1 億 6,392 万円にしようとするものでございます。

事業目 3、ふれあいプラザ管理経費でございますが、燃料費のほか、修繕料では公有地下タンクの漏えい補修及び非常放送設備の経年劣化に伴う改修に係る経費について追加をしてございま

す。

30 ページにまいりまして、4 目観光施設費では、296 万 4,000 円を追加し 8,979 万円にしようとするものでございます。燃料費、光熱水費のほか、事業目 5、海浜公園運営経費でございますが、手数料では台風 21 号による海浜公園敷地内の流木等の撤去に係る経費について追加をしてございます。

31 ページ、8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費では、人件費のみでございます。説明は省略いたします。

32 ページにまいりまして、2 目道路橋りょう維持費では、1,100 万円を追加し 1 億 2,392 万 7,000 円にしようとするものでございます。光熱水費のほか、事業目 1、町道補修事業でございますが、修繕料でございます。降雨による道路の損傷箇所の補修のほか、道路側溝について町民から情報提供があり、側溝を全域調査しましたところ 83 路線でひび割れやふたの損傷が確認され、歩行者や車両の通行に支障が生じることから緊急補修するための経費について追加をしてございます。

3 項河川費、2 目河川改良費、33 ページ、3 目排水機場管理費、4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、34 ページにまいりまして、5 項住宅費、1 目住宅管理費は、人件費または光熱水費でございますので説明は省略いたします。

35 ページ、9 款、1 項、1 目消防費は 267 万 8,000 円を追加し 6 億 4,388 万円にしようとするものでございます。

事業目 1、日高中部消防組合負担金でございますが、人事異動及び給与会計に係ります人件費のほか、燃料費、光熱水費の追加に伴います構成町としての負担分を追加するものでございます。

事業目 2、災害対策費は、北海道胆振地震への対応分を含む人件費でございますので説明のほうは省略させていただきます。

36 ページにまいりまして、10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費では、173 万 2,000 円を追加し 2 億 9,260 万 8,000 円にしようとするものでございます。人件費または燃料費のほか、事業目 11、事務局経費でございますが、システム機器賃借料でございます。災害発生時や不審者の情報など保護者への情報提供は現在電話による対応であり、エリアメール等はその利用に厳しい制限があることから、新たに情報を提供する手段といたしまして、スマートフォンを活用した一斉メール配信を行うためのシステムを導入する経費を追加してございます。

2 項小学校費、1 目学校管理費では、1,575 万 6,000 円を追加し 1 億 3,202 万 6,000 円にしようとするものでございます。人件費または燃料費、光熱水費のほか、事業目 2、小学校管理経費でございますが、37 ページ、修繕料では東静内小学校の給水管、プールポンプ小屋の壁、引き戸、山手小学校の防護フェンスなどを修理するための経費を追加してございます。

3 項中学校費、1 目学校管理費、38 ページにまいりまして、4 項社会教育費、1 目社会教育総務費、2 目公民館費、39 ページ、3 目文化財保護費、5 目図書館費、40 ページにまいりまして、5 項保健体育費、1 目保健体育総務費は、人件費または燃料費、光熱水費でございます。説明は省略いたします。

2 目体育施設費では、585 万円を追加し 9,031 万 9,000 円にしようとするものでございます。

事業目 1、静内体育館管理経費でございますが、修繕料では遠赤外線放射暖房機及びボイラーの真空給水ポンプの修繕を行うための経費を追加してございますし、41 ページ、事業目 6、その

他体育施設管理経費でございますが、こちらも修繕料では武道館の遠赤外線放射暖房機を修繕するための経費を追加しております。

3目、乗馬施設費では、76万3,000円を追加し3,898万5,000円にしようとするものでございます。人権費または燃料費のほか、事業目1、乗馬施設管理経費でございますが、修繕料ではトラクターのクラッチ板の取り換えに係る経費を追加しております。

42ページにまいりまして、6項、1目学校給食費では、981万1,000円を追加し2億1,577万円にしようとするものでございます。人件費または燃料費、光熱水費のほか、事業目2、給食センター管理経費では、修繕料で給食配送車4台の躯体の修繕のほか、蒸煮冷却機などの設備改修に係る経費についてを追加しております。

43ページ、11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、1目河川災害復旧費では、120万円を追加し8,598万2,000円にしようとするものでございます。事業目1、河川災害復旧事業でございますが、修繕料でございますが、台風24号によるオコツナイ川、1河川2カ所の災害復旧に係る経費について追加をしております。財源でございますが、単独災害復旧事業債を同額充当してございます。

2目道路災害復旧費では、420万円を追加し7,660万円にしようとするものでございます。

事業目1、道路災害復旧事業でございますが、こちらも修繕料でございますが、台風24号による中野・拍津線ほか、全5路線9カ所の災害復旧に係る経費について追加をしております。財源でございますが、単独災害復旧事業債を同額充当してございます。

以上で歳出の説明を終わります。

なお、一般44ページ、45ページに給与費明細を添付しております。

また、各会計補正予算の事項別明細書の次にも同様に添付しておりますが、説明は省略をさせていただきます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に歳入の説明をいたしますので、一般7ページにお戻りください。

2歳入でございます。歳入の事項別明細書につきましては一般7ページから9ページのとおりでございます。歳入の説明につきましては、歳出の説明時におきまして充当財源としてご説明してまいりましたので、詳細な説明は省略をさせていただきます。後ほどごらんください。

なお、歳出の充当財源として説明していない項目でございますが、7ページの1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分で5,000万円を追加しておりますが、当初課税において給与所得者を中心に課税標準額が予算見積り時より伸びたことや収納率も前年同期と比較し上回っていることから今回計上をさせていただいたところでございます。

なお、収支調整につきましては、10款、1項、1目、1節地方交付税8,278万1,000円の追加で調整を行なってございます。

以上で歳入の説明を終わります。

一般4ページにお戻りください。

「第2表 継続費補正(追加)」でございます。2款総務費、1項徴税費、事業名、地方税共通納税システム導入事業で250万円。年割額でございますが平成30年度160万円、31年度90万円となっております。内容につきましては、先ほど歳出事項別明細書でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

「第3表 債務負担行為補正(追加)」でございます。事項は静内葬苑等管理火葬業務に係る債務負

担行為、期間は平成 30 年度から平成 33 年度、限度額は 1,863 万 5,000 円でございます。静内葬苑等の管理火葬業務については現在委託をしておりますが、平成 30 年度をもって委託期間が終了することから、新たに 3 年間の委託契約を締結するため債務負担行為を設定しようとするものでございます。なお、30 年度は契約行為のみでございますので、本債務負担行為に係る執行はございません。

次に「第 4 表 地方債補正(変更)」でございます。土木施設単独災害復旧債、補正前限度額 9,310 万円を 9,850 万円にし、地方債限度額 11 億 3,850 万円に 540 万円を追加し 11 億 4,390 万円にしようとするものでございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に議案第 2 号に入ります。ブルーの間紙の次をお開きください。

議案第 2 号は平成 30 年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)でございます。

平成 30 年度新ひだか町の国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)は次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 114 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 5,101 万 1,000 円にしようとするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表のとおりでございます。

それでは歳出事項別明細書よりご説明をいたします、国保 6 ページをお開きください。

3 歳出でございます。7 款諸支出金、1 款償還金及び還付加算金、2 目償還金では 114 万円を追加し 209 万 9,000 円にしようとするものでございます。

事業目 1、償還金でございますが、保険給付費等交付金等償還金でございます。平成 29 年度分の高額医療費共同事業負担金の精算に伴う返還金でございます。従来は当該年度の負担金と相殺し精算を行っておりましたが、平成 30 年度より国保制度が大幅に改正されまして、道負担金については市町村への交付が廃止されましたことから、平成 29 年度分の精算に伴う超過交付金を返還するために追加しようとするものでございます。なお、第 5 回議会定例会におきまして、他の償還金については 3 月の補正予算で整理するとご説明をしておりましたが、今回の追加計上につきましては予算要求自体、失念をしておりました。この場をお借りいたしましてお詫び申し上げます。

以上で歳出の説明を終わります。

1 枚お戻りいただいて国保の 5 ページにお戻りください。

2 歳入でございます。今回の補正予算の財源につきましては、1 款、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で収支調整をしております。歳入につきましては今後、決算見込み等により精査をさせていただきますのでご理解願います。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

次に議案第 3 号のご説明をいたします。オレンジ色の間紙の次をお開きください。

議案第 3 号は平成 30 年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)でございます。

平成 30 年度新ひだか町の簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)は次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,373 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,867 万円にしようとするも

のでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表のとおりでございます。

それでは歳出事項別明細書より説明をいたします。簡水6ページをお開きください。

3 歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は断水等の職員対応の超勤手当等を含む人件費でございます。説明は省略をさせていただきます。

7ページ、2款簡易水道事業費、1項管理費、1目施設管理費では1,760万円を追加し4,915万5,000円にしようとするものでございます。

事業目1、簡易水道施設管理経費でございますが、光熱水費のほか修繕料でございますが、給水管の漏水修繕のほか10月6日以降の濁水対策に係る経費について追加をしてございます。財源につきましては水道使用料を同額充当しております。

2目建設改良費は2,410万円を追加し1億1,814万4,000円にしようとするものでございます。

事業目1、簡易水道整備事業でございますが、委託料及び工事請負費でございますが、先ほどご説明しました10月6日以降の濁水障害に係る対応として新たに配水管を敷設するための経費について追加をしてございます。財源でございますが水道使用料を同額充当しておりますが、今後、地方債の申請を予定しておりまして、協議が整いましたら財源を地方債に振りかえることとしてございます。

以上で歳出の説明を終わります。

1枚お戻りいただき簡水5ページをお開きください。

2 歳入でございます。今回の補正予算の財源につきましては、先ほどもご説明しましたが2款使用料及び手数料、1項使用料、1目、1節水道使用料で収支調整をしてございます。歳入につきましては、今後決算見込み等により精査をさせていただきますのでご理解願います。

以上で簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

次に議案第4号に入ります。グリーン色の間紙の次をお開きください。

議案第4号は平成30年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第5号)でございます。

平成30年度新ひだか町の下水道事業特別会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ682万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,934万3,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表のとおりでございます。

それでは歳出の事項別明細書より説明をいたしますので、下水道6ページをお開きください。

3 歳出でございます。1款、1項下水道費、1目一般管理費、2目施設管理費、7ページ、3目下水道建設費とも、人件費または光熱水費の補正でございますので説明は省略いたします。

以上で歳出の説明を終わります。

1枚お戻りいただき下水道5ページをお開きください。

2 歳入でございます。今回の補正予算の財源につきましては、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料で収支調整を図っております。歳入につきましては、今後、決算見込み等により精査をさせていただきますのでご理解いただきたいと思っております。

以上で下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

次に議案第5号の説明をいたします。黄色の間紙の次を開きください。

議案第5号は平成30年度新ひだか町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)でございます。平成30年度新ひだか町の介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,007万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,984万6,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為でございまして、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表のとおりでございます。

それでは歳出の事項別明細書より説明をいたしますので、介サ9ページをお開きください。

3 歳出でございます。1款、1項特別養護老人ホーム費、1目静寿園運営費では1,817万8,000円を追加し6億9,525万3,000円にしようとするものでございます。人件費または燃料費、光熱水費のほか、事業目2、静寿園入所者生活経費でございますが、消耗品でございまして稼働率の上昇によりまして、紙おむつ等の介護用消耗品に不足が生じることから追加するものでございます。

10ページにまいりまして、2目蓬萊荘運営費では429万6,000円を追加し2億7,712万円にしようとするものでございます。人件費または燃料費、光熱水費のほか、事業目1、蓬萊荘施設管理経費でございますが修繕料でございまして、車庫のオーバースライダー、シャッターでございますが、これが故障していることからこれを修繕するための経費を追加してございます。

11ページにまいりまして、2款、1項、1目老人保健施設費では644万8,000円を追加し2億9,455万9,000円にしようとするものでございます。人件費または燃料費、光熱水費のほか、事業目1、老人保健施設運営経費でございますが、消耗品では紙おむつ等の介護用品、消耗品に係る経費を追加しておりますし、修繕料では駐車場の外灯取り換え、消防設備や機械浴の装置などの修繕について追加しようとするものでございます。

12ページにまいりまして、3款、1項居宅介護サービス費、2目みついし居宅介護サービス事業費、4款、1項訪問介護サービス費、1目訪問介護サービス事業費、13ページ、5款、1項通所介護サービス費、1目通所介護サービス事業費は、人件費または燃料費、光熱水費の補正でございますので、説明は省略いたします。

以上で歳出の説明を終わります。介サ6ページにお戻りください。

2 歳入でございます。歳入につきましては介サ6ページから介サ8ページのとおりでございまして、今回の補正予算の財源でございますが、本会計の主となる収入でございます1款サービス収入3,002万3,000円と5款諸収入5万4,000円で収支調整を図っております。

歳入につきましては、今後決算見込み等により精査をさせていただきますのでご理解願います。

以上で歳入の説明を終わります。介サ3ページにお戻りください。

「第2表 債務負担行為」でございます。事項は、新ひだか町介護老人保健施設まきばの調剤業務に係る債務負担行為。期間は、平成30年度から平成33年度、限度額は2,100万円でございます。

す。介護老人保健施設まきばの調査業務につきましては委託をしてございますが、平成 30 年度をもって委託期間が終了することから、新たに 3 年間の委託契約を締結するため債務負担行為を設定しようとするものでございます。なお、平成 30 年度は契約行為のみでございまして本債務負担行為に係る執行はございません。

以上で介護サービス事業特別会計補正予算の説明を終わります。

これで私からの議案説明は終わります。

議案第 6 号及び議案第 7 号につきましては、それぞれ担当課長、事務長から説明をいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします

〔上下水道課長 野本武俊君登壇〕

○上下水道課長(野本武俊君) おはようございます。ただいま上程されました議案第 6 号 平成 30 年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第 3 号)についてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、平成 30 年度人事院勧告に基づく給与改定に伴い、本年 4 月までさかのぼり、支給済み給料、手当の差額及び今後支給予定となる給料、手当、職員共催組合負担金等の整理を行うものと、震災による燃料費及び電気料高騰による光熱水費、動力費の追加補正を行うものでございます。

第 1 条は、総則になりまして、平成 30 年度新ひだか町水道事業会計の補正予算(第 3 号)は次に定めるところによる。

第 2 条は、収益的支出の補正になりまして、平成 30 年度新ひだか町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第 1 款水道事業費用、4 億 1,148 万 1,000 円に対し、475 万 7,000 円を追加し 4 億 1,623 万 8,000 円にするもので、第 1 項営業費用、3 億 6,861 万 4,000 円に対し、475 万 7,000 円を追加し 3 億 7,337 万 1,000 円にするものです。

第 3 条は資本的支出の補正でありまして、予算第 4 条本文括弧書きを改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 8,529 万円は、本年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 923 万 4,000 円、減債積立金 4,000 万円、建設改良積立金 4,000 万円及び過年度分損益勘定留保資金 9,605 万 6,000 円で補てんするものです。

第 1 款資本的支出、3 億 2,156 万 9,000 円に対し、3 万 2,000 円を追加し 3 億 2,160 万 1,000 円にするもので、第 1 項建設改良費では 2 億 1,800 万 3,000 円に対し、3 万 2,000 円を追加し 2 億 1,803 万 5,000 円にするものです。

第 4 条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正となりまして、予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正するもので、職員給与費 7,072 万 9,000 円に対し、57 万 7,000 円を追加し 7,130 万 6,000 円にするものです。

恐れ入ります水道の 1 ページをお開きください。

平成 30 年度新ひだか町水道事業会計予算実施計画になりますが、収益的支出及び次の水道の 2 ページ、資本的支出につきましては、次ページ以降の収益的支出明細書及び資本的支出明細書で説明いたしますので、お目通しをお願いいたしまして説明を省略させていただきます。

それでは水道の 3 ページをお開きください。収益的支出明細書になります。

第 1 款水道事業費用全体として 475 万 7,000 円を追加し 4 億 1,623 万 8,000 円にするものです。

第1項営業費用、1目原水及び浄水費ですが70万4,000円を追加し1,089万7,000円とするものです。震災による神森浄水場の自家発電機用の燃料費で20万4,000円、取水モーターの電気料である動力費で50万円の追加補正でございます。

2目配水及び給水費ですが362万7,000円を追加し1億3,484万9,000円とするものです。給与改定に伴う人件費で12万7,000円、取水施設等の電気料である光熱水費で10万円、送水モーターの電気料である動力費で340万円の追加補正でございます。

次に3目総がかり費ですが、全節すべてにおきまして給与改定に伴う人件費の補正となり42万6,000円を追加し7,834万円にするものです。

次に水道の4ページをお開きください。資本的支出明細書でございます。

第1款資本的支出全体として3万2,000円を追加し3億2,160万1,000円にするものです。

第1項建設改良費、1目配水施設改良費ですが、こちらも全節におきまして給与改定に伴う人件費の補正となり3万2,000円を追加し2億1,803万5,000円とするものです。

次に水道の5ページから6ページの給与費明細書、水道の7ページは平成30年度新ひだか町水道事業予定キャッシュフロー計算書、水道の8ページから9ページは平成30年度新ひだか町水道事業予定貸借対照表とになりますので、お目通しのほどお願いいたしまして説明を省略させていただきます。

以上で平成30年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第3号)の説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

【町立三石国保病院事務長 佐伯智也君登壇】

○三石国保病院事務長(佐伯智也君) おはようございます。

ただいま上程されました議案第7号 平成30年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

第1条は、総則でございまして、平成30年度新ひだか町病院事業会計の補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございまして、平成30年度新ひだか町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第1款病院事業収益は4,885万8,000円を追加し18億9,235万円に、第1項静内医業収益は4,188万円を追加し9億8,284万7,000円に、第5項三石医業収益は697万8,000円を追加し4億1,699万1,000円にしようとするものです。

支出では、第1款病院事業費用は4,885万8,000円を追加し18億9,235万円に、第1項静内医業費用は4,188万円を追加し12億5,461万9,000円に、第4項三石医業費用は697万8,000円を追加し5億7,999万5,000円にしようとするものです。

第3条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正でございまして、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。

職員給与費は1,032万5,000円を追加し10億6,119万5,000円にしようとするものです。

第4条は、棚卸資産購入限度額の補正でございまして、予算第10条中、2億323万2,000円を2億1,643万2,000円に改めるものです。

それでは収益的収入及び支出明細についてご説明申し上げますので、病院事業会計2ページをお開き願います。中段になりますが、支出からご説明申し上げます。

1 款病院事業費用、1 項静内医業費用、1 目給与費は 778 万 7,000 円を追加するもので、給与改定に伴うものでございまして説明は省略いたします。

2 目材料費は 1,200 万円の追加で、ペースメーカーの手術の件数の増加に伴うもので、第 3 目経費は 2,209 万 3,000 円の追加で、主なものとしましては光熱水費、燃料費においては単価の高騰に伴うもので、修繕費、使用料及び賃借料、委託料については実績件数の増加に伴うものでございます。

4 項三石医業費用、1 目給与費は 272 万 8,000 円の追加で、3 ページにあります、給与改定に伴うものでございますので説明は省略いたします。

3 目経費は 425 万円の追加で、主に光熱水費、燃料費の単価高騰に伴うものでございます。

以上で収益的支出の説明を終わります。

続いて収益的収入の説明しますので、2 ページにお戻りください。

上段になります収入でございます。

1 款病院事業収益、1 項静内医業収益、1 目入院収益は 2,379 万 5,000 円の追加。

2 目外来収益は 1,808 万 5,000 円の追加で、5 項三石医業収益、1 目入院収益は 697 万 8,000 円の追加でございまして、いずれも入院外来収益において収支調整を行なったものです。

以上で収入及び支出の説明を終了いたします。

なお、1 ページは予算実施計画書、4 ページは給与費明細書、5 ページは予定キャッシュフロー計算書、6 から 7 ページにつきましては予定貸借対照表でございますが、お目通しをいただき説明は省略させていただきます。

以上で平成 30 年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第 2 号)の説明といたします。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行いいたします。

質疑ありませんか。

11 番、田畑君。

○11 番(田畑隆章君) 胆振東部災害のときに、我が町はいろいろ支援をしたと思うんですけども、その中で給水支援があったような気がしたんです。その金額というのはどれくらいかなと思って、出てくるのかなと思ったんですけども、その辺がわかりましたら教えてほしいんですが。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 給水支援につきましては、水道のほうで水を供給した経費しかございませんので、実際は経費としては出てきておりません。車につきましては日高西部消防組合のほうから給水車が来ていましたので、それに水を入れたということで、町から行ったというのは給水の関係についてはございません。

○11 番(田畑隆章君) けっこう夜中に、大きなタンク車が来ていたと思うんですけども、トン数だとか、それから日数だとか、そういったところはわかりませんか。

○議長(福嶋尚人君) いいですか。他に。

5 番、北道君。

○5 番(北道健一君) 病院費事業会計の 2 ページ、支出の部の病院事業費用の静内医業費用と三石医業費用の中の上下水道料というのが両方に出てきているんですが、光熱費はわかったんですが上下水道料はなぜ出てきたのかっていうのと、静内医業費用の経費の報償費の医学研究調査報償

費 285 万 6,000 円はどんな内容かこの 2 つだけお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 米田静内病院事務長。

○静内病院事務長(米田一治君) 静内、三石両方にかかるものもございしますが、私のほうからご説明を申し上げます。

まず、上下水道料の額の部分についてでございますけれども、病院事業会計、水道事業会計、下水道の部分と会計が基本的に別になってございますので、私ども病院施設におきましては一般の利用者と同様に上下水道料を支払う関係で、水道料が増えた部分につきましては当初見込んでいた使用水量より増えた部分、これらについて補正をさせていただいている。

また、水道の部分につきましては、同じ費目の中で電気料等の計上もございしますので、合わせて光熱水費という形で補正をさせていただいております。

それから、医学研究調査報償費につきましては、静内病院のほうにおきまして昨年 7 月から 10 月いっぱいまで 4 カ月間でございましたけれど、も内科の先生 1 名の追加をできた期間がございまして、その間に要した職員手当を補正したものでございます。

以上でございます。

○議長(福嶋尚人君) 他にありませんか。

4 番、渡辺君。

○4 番(渡辺保夫君) ちょっと今の答弁で、上下水道の三石と静内、両方 60 万と 30 万出てるんだけど、これなんかわけわからん答弁だったんだけど、要は見積もったよりも使用が多くなったということですか、両方も。三石も静内も。そこもうちょっと詳しく教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 米田静内病院事務長。

○静内病院事務長(米田一治君) 説明不足ということでございますので、静内病院の施設管理経費のほうにおきましては、使用水量が増えたこと。特に一番大きな要因におきましては、施設の老朽化に伴いまして、漏水等の不具合により使用水量が増加したことも経費が増額した要素の一因となっております。

○議長(福嶋尚人君) 佐伯三石国保病院事務長。

○三石国保病院事務長(佐伯智也君) 三石病院におきましては、同じく使用料が上がった部分、それから漏水等による使用料の増となっております。

○議長(福嶋尚人君) よろしいですか。他にありませんか。

12 番、畑端君。

○12 番(畑端憲行君) 1 点だけお聞きしたいんですが、これは簡易水道事業会計特別会計の部分で 7 ページです。施設管理費で簡易水道施設管理経費、先ほど説明あったんですが、その事業費の中の修繕料、これは 10 月に福畑地区で発生した配水管のつなぎの部分ですか、濁水発生、断水、濁りで発生に係る応急処理の経費だと思うんですが、この修繕料の 1,600 万でございしますが、これ複数にわたってということですが、何か所で、それで離れていけば場所と、それぞれの金額が、もしわかれれば教えていただきたいんですが。

○議長(福嶋尚人君) 野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) 簡易水道の関係で修繕の関係でございしますが、修繕につきましては複数回に分けて実施してございます。主に、管が切れたこと、管の中を洗浄したこと、夜間にまた管の洗浄をしたこと、管が切れたことの修繕の繰り返しがございます、結果的に簡易水

道の漏水に係る修繕の回数ですけれども、これは回数的には7回行ってございます。

あと金額ですけれども、これすでに支出済みで、流用させていただいて支出させていただいてますので、約1,100万円ほどかかってございます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 今、回数って言っていますけども、箇所、何か所かっていう話、私、気にして、そう思っているんですけど、何か所で、それで、場所もある程度離れていれば、その場所と、それぞれの金額わかればって申し上げたんですけど。どうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) 場所につきましては、福畑に配水池がございまして、そこから30メートル、40メートル行った部分で地形的に平らな部分がありまして、そこから斜面になっている部分がございます。その斜面の部分で管が破断をして、継手、継手の部分で外れたということがございました。その回数が先ほど言いましたように、まず一番最初に外れたのは10月6日の日の朝でございました。それを直ちに直しまして、それからまだ濁りが抜けなかったものですから、それからまた1週間ですか、その後に管の中を洗浄する作業をしております。それでまず回数がありまして、それで一旦直ったんですけど、それからまた1週間、10日ぐらいしてから管が破断しました。そして直ちにすぐ直したんですけども、さらにその翌日の朝に、またその部分の付近から、また継手の場所は別だったんですけども、その部分が外れた部分になってございまして、場所につきましては、福畑の配水池から数十メートルの範囲内で複数回にわたって管の破断があって、その部分を直しているということでございます。

○議長(福嶋尚人君)他にありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 他に質疑がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第7号に対して討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これから、議案第1号 平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第2号 平成30年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号 平成30年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成30年度新ひだか町水道事業特別会計補正予算(第5号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号 平成30年度新ひだか町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成30年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号 平成30年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時再開といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午後 1時00分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第8号及び議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第3、議案第8号 新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び、議案第9号 新ひだか町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

【総務課長 藤沢克彦君登壇】

○総務課長(藤沢克彦君) ただいま上程されました議案第8号、議案第9号についてご説明いたし

ます。

議案第8号は、新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正でございますが、国家公務員の給与について本年8月10日に人事院から勧告がございまして、これを受けまして11月6日の閣議において勧告どおり給与改定を行うと決定いたしまして、国会に給与法案が提出されまして11月28日に可決成立したところでございます。

本町では従来から原則としまして、給与制度は国公準拠としておりまして本件についても同様に改正しようとするものでございます。

なお、職員組合との交渉につきましても11月20日に行い、同日妥結をしております。

それでは、改正の内容につきましてご説明します。議案第8号 参考資料、説明要旨によりご説明いたしますので15ページをお開きください。

今回の改正でございますが、民間給与との格差等に基づく給与改定でございまして、2条立ての改正となっております。

第1条といたしまして4つの項目の改正がございまして、一つ目は、給料表の改正でございますが、すべての給料表につきまして初任給を中心とした若年層が受ける号俸に重点を置きながら、平均0.2パーセント給与月額を引き上げるものでございます。

なお、参考といたしまして、18ページ、19ページに給与改定概要書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じますが、各表の計の欄、改定率でございまして平均改定率を上回っている給料表がございまして、これは今回の給与改定が若年層に厚くなっており、その職員構成割合が高いことが要因となっているものでございます。

二つ目は、初任給調整手当の改正でございまして、医療職給料表1の適用を受ける職員に対する支給月額の限度を500円引き上げ、41万4,800円にしようとするものでございます。これは医師の処遇を確保するための措置でございます。

三つ目は、宿日直手当の改正でございまして、宿日直勤務を行った職員に対する勤務1回当たりの支給額を200円引き上げ4,400円に、医師の宿日直勤務にあつては1,000円引き上げ2万1,000円に、その他特殊な業務を行う宿日直勤務にあつては200円引き上げ7,400円にしようとするものでございます。

四つ目は勤勉手当の改正でございまして、民間の支給状況を反映して年間の支給月数を0.05月、再任用職員にあつても0.05月引き上げるものでございまして、本年12月期の支給割合を100分の90から100分の95に、再任用職員にあつては100分の42.5から100分の47.5にそれぞれ改正しようとするものでございます。

この結果勤勉手当の支給月数は年間で1.85月に、再任用職員にあつては0.9月となります。

16ページをお開きください。

次に第2条としまして、2つの項目の改正がございまして、1つは期末手当の改正、もう1つは勤勉手当の改正でございまして、いずれの改正も平成31年度以降の6月期及び12月期の支給割合を均等に割り振るものでございまして、勤勉手当は100分の130に、再任用職員にあつては

100 分の 72.5 にしようとするものでございますし、勤勉手当は 100 分の 92.5 に、再任用職員にあっては 100 分の 45 にしようとするものでございます。

なお、参考としまして期末勤勉手当に係る支給月数の変動内容を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

14 ページにお戻りください。

附則でございますが、第 1 条は施行期日等ございまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございますが、平成 31 年度以降の期末手当及び勤勉手当の改正につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

第 2 条は、給与の内払いでございまして、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づき、支給された給与は、改正後の給与条例の規定により給与の内払いとみなすものでございます。

第 3 条は、規則への委任でございまして、第 2 条に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めようとするものでございます。

以上で議案第 8 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 9 号についてご説明をいたします。

議案第 9 号は、新ひだか町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、新ひだか町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1 枚おめくりください。

新ひだか町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、条例改正説明要旨によりご説明いたしますのでもう一枚おめくりください。

今回の改正につきましては、議案第 8 号 新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でご説明しました一般職の勤勉手当の支給月数の改正について、常勤である特別職についても改正しようとするものでございまして、常勤である特別職には勤勉手当の概念がございませんので期末手当を 0.05 月引き上げるものでございます。

改正の内容は 2 つございまして、1 つは平成 30 年 12 月期の期末手当の支給割合を 100 分の 227.5 から 100 分の 232.5 に引き上げるものでございますし、もう 1 つは平成 31 年度以降の期末手当の支給割合を 6 月期、12 月期とも 100 分の 222.5 にしようとするものでございます。この結果、常勤でございます特別職の期末手当の支給月数は 4.45 月となります。

1 枚お戻りください。

附則でございます。第 1 項及び第 2 項は施行期日等ございまして、この条例は公布の日から施行しようとするものですが、平成 31 年度以降の期末手当の支給割合は平成 31 年 4 月 1 日に施行しようとするものでございますし、改正後の給与条例の規定は平成 30 年 12 月 1 日から適用するものでございます。

第 3 項は給与の内払いでございまして、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による給与条例の規定に基づき支給された給与は改正後の給与条例の規定により内払いとみなすものでございます。

以上で議案第 9 号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、下川君。

○6番(下川孝志君) この種の改正については、私はいつも疑問を持っていることもありまして、国の基準なりに合わせていつもやるっていうのはわかりますし、国もまた一般企業との比較をしてという話が出ますけれども、我が町の職員の給与ですから、我が町の民間企業等との比較においてどのような考え方を持ってるのか、我が町の一般の企業の平均値より職員給与は低いという認識を持ってるんでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 今回の改正の関係でございますけど、合併後もそうですけども合併以前も、本町におきましては人事院勧告に基づいた給与と同じような改正をずっとさせていただいてきております。これにつきましては理由が2つございまして、1つは本町が人事委員会を持っていないということで、その調査をするということが今やれて場合がないもんですから、まず1つとしてはそれが無いということで国の制度と同じような形をしているのが1つでございますし、それから地方公務員の給与につきましては、基本的に全国統一した行政サービスを提供するというのが原則となっていることからです、基本的には全国・全道と統一を図るほうが良いのではないかとこの考えもございまして、基本的にはそういう考えのもと、当町においては国公準拠として今まで給与改定をさせていただいたところでございます。

それで最後のご質問の中で、本町の民間給与との比較でございますが、比較をしたことはございませんが、恐らく民間の給与のほうが低いのではないかとこのことは、認識をさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 他にありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第8号及び議案第9号に対して討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これから、議案第8号 新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 新ひだか町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、議案第10号 新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) ただいま上程されました議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号は、新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。

新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

条例の改正内容については、議案第10号 参考資料1、条例改正説明要旨によりご説明をいたしますので、もう1枚おめくりください。

今回の改正でございますが、本年度開催されました新ひだか町特別職報酬等審議会の答申を受けまして、議会議員の報酬等について改定しようとするものでございます。

改定するに至った経緯でございますが、平成24年度の審議会において教員定数が26名から22名となったものの、他団体と比較しても多いという状況であり、当時議会改革で議員定数を削減する方向で協議がされていることを鑑み、削減が実施された後に見直すことが適当であると答申がございまして、また、平成28年度の審議会においても議員定数が22名から20名となったものの、町の社会情勢や経済情勢を鑑み、厳しい情勢が続いていることから報酬月額を据え置くとの答申が出されたものでございます。

本年開催されました審議会において、議員定数が20名から16名に削減されたことを踏まえ、議員報酬の見直しの時期であるとされ、審議をさせていただいたところでございます。

答申の内容につきましては、3ページ、議案第10号 参考資料2として答申書の抜粋を添付しておりますが、人口を類似団体と比較しますと報酬月額は差がないものの、年収に置きかえますと低い水準であることから年収を同水準にするため一律4万円引き上げるとしてございましたが、社会・経済情勢が厳しい状況を鑑み、一律2万円引き上げることが最も適当であるとされております。

また、附帯意見としまして、期末手当の支給月数は非常勤職でありながら常勤職である一般職を上回っていることから、適正な支給月数の見直しを検討されたいとされました。これまでも特別職等の報酬につきましては、町民の意見として審議会の答申を尊重し、答申のとおり改定してきたところであります。

今回の答申につきましても審議会の答申を尊重し、報酬月額につきましては一律2万円の引き上げ、期末手当の支給率については常勤職である一般職と同率の100分の260に引き下げる改定を行うものでございます。

1ページお戻りください。

附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 10 号は討論を省略し、総務文教常任会に付託し、審査することにいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は、総務文教常任委員会に付託します。

説明員入れかえのため暫時休憩します。そのままお待ちください。

休憩 午後 1 時 19 分

再開 午後 1 時 20 分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 5、議案第 11 号 新ひだか町債権管理条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島税務課長。

【税務課長 中島健治君登壇】

○税務課長(中島健治君) ただいま上程されました議案第 11 号についてご説明いたします。

議案第 11 号は、新ひだか町債権管理条例制定についてでございます。新ひだか町債権管理条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

1 枚おめくりください。

新ひだか町債権管理条例でございます。

制定する条例の詳細につきましては、議案第 11 号 参考資料 1、新ひだか町債権管理条例制定説明要旨によりご説明いたしますので、恐れ入りますが 7 ページをお開きください。

今回提案いたします新ひだか町債権管理上につきましては、これまで各債権所管課で行ってまいります債権の管理について、統一的な事務手順が定まっていなかったことや回収困難な債権の整理が進んでいない状況にあることなどから、統一的な基準を定め、債権管理の適正化を図ることを目的に制定するものです。

それでは条例案の主な内容についてご説明いたします。

まず、1、条例制定の趣旨、第 1 条関係でございます。本条例は町の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定め、公平かつ公正な町民負担の確保と健全な行財政運営を図ることを目的として制定するものと定めています。

次に、2、条例の概要でございます。①対象債権、第 2 条関係では町のすべての債権を対象とすると定めていまして、その債権については、①町税及び地方税の滞納処分の例により徴収で

きる債権(強制徴収公債権)、②地方税の滞納処分の例により徴収できない債権(非強制徴収公債権)、③私法上の原因に基づいて発生する債権(私債権)とに区分されます。この区分につきまして、図により説明いたしますので8ページをお聞きください。

参考、自治体債権の区分に記載のとおり、町の債権は公法上の原因に基づき発生する債権である公債権と私法上の原因に基づき発生する債権である私債権とに大きく分けられます。さらに、公債権のうち町税及び地方税の滞納処分の例により、徴収できる債権を強制徴収公債権と、できない債権を非強制徴収公債権とに分けられることから、先ほど説明いたしました第2条関係によりこの条例に用いる用語の定義を明記しています。

恐れ入りますが7ページに戻りください。

次に、(2)の収納方針の規定第6条関係では、債権を計画的に徴収するため、債権所管課が毎年度、収納方針の策定を行うことを定めており、(3)債務者に関する情報の共有の規定、第7条関係では滞納が発生した場合に徴収事務等の遂行に必要な限度において関係部署間で情報を共有できることを定めています。

また、(4)連帯保証人の設定等の規定、第8条関係では私債権等に係る金銭債務の納付を担保するために、必要に応じて連帯保証人をつけさせることを定めています。

次に、(5)督促の規定、第9条関係では債務者が納期限までに納付しない場合に督促を行うことを定め、(6)納付しない場合の手續等の規定、第10条から第16条関係では、督促後、相当の期間が経過しても納付しない場合に強制徴収公債権については滞納処分や徴収停止等を、私債権等については強制執行や徴収停止等を行うことを定めています。

(7)は債権放棄の規定、第17条関係でして、徴収が不能または不相当とされる私債権等については一定の要件に該当する場合に債権放棄できることを定めています。

また、次のページにかけて記載しておりますが、このような過程を踏んで債権を放棄した場合は議会へ報告することの規定をしています。

このような規定に基づきながら債権管理を進めていくこととなりますが、債権管理の基本的な流れについて、9ページの図により説明します。

債権管理の基本的な流れに記載のとおり、町税等の賦課処分及び使用料との契約に基づき発生した町の債権については、台帳の作成等の適切な日常管理のもと、期限内に支払いがあれば左側の矢印のとおり完納となりますが、未払いが生じた場合は督促や催告、財産調査を実施し、支払える能力があるのに納付に応じない場合は滞納処分及び強制執行等により債権の回収を行うこととなりますが、支払う能力がない場合は滞納処分の停止や徴収停止及び履行延期の特約等により回収の停止を行うこととなります。

その後、消滅時効・期間が経過した場合は時効消滅により、履行延期の特約等をした場合は債務免除により、そして、徴収が不納または不相当と認められる場合は先ほど説明しました第17条の債権放棄の規定により、債権が消滅し不納欠損処理を行うこととなります。

なお、この債権放棄できる要件について説明いたしますので、恐れ入りますが5ページに戻りください。

5ページの中ほどに記載のあります第17条に債権放棄できる要件が規定されておりますが、第17条第1項第1号は消滅時効が完成したとき。第2号は法人の精算が終了したとき。第3号は債務者の死亡後に限定承認があり十分な弁済が見込めないとき。第4号は破産等により債務者がそ

の責めを逃れたとき。第5号は強制徴収や破産手続を開始した後でも、資力の回復が困難で履行される見込みがないとき。第6号は徴収停止後も履行される見込みがないときとなります。

恐れ入りますが8ページをお開きください。

最後に、(8)施行期日等、附則第1項から第3項関係について説明いたします。

本条例の試行期日は平成31年4月1日とし、経過措置として試行期日前に発生した債権についても適用することになります。

また、本条例の制定により新ひだか町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正いたします。この改正内容につきましては、議案第11号 参考資料2の条例新旧対照表にて説明いたしますので10ページをお開きください。

新ひだか町税外諸収入金の徴収に関する条例第3条第2項の規定中、15日以内を10日以内と改正するものでございまして、本条例の制定により全債権に係る督促について、督促状により指定すべき納期限は10日以内とすることから、新旧対照表のとおり関連する条文を整理する改正を行うものです。

以上で、議案第11号 新ひだか町債権管理条例制定についてのご説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、志田君。

○3番(志田 力君) 2点ほど確認だけさせてください。8条関係の連帯保証人の関係なんですが、これの範囲と言いますか、親族は認めます、親子も、あるいは兄弟・姉妹も認めますよということなのかということと、それから債権放棄の17条関係ですが、破産法、会社更生法とは載ってるんですが、自己破産の場合はどのように解釈するものか、ちょっとそこだけ確認させてください。

○議長(福嶋尚人君) 中島税務課長。

○税務課長(中島健治君) まず、第8条の連帯保証人の関係ですけれども、連帯保証人の要件としては、特段、家族の者を除くとかそういうことは考えておりませんので、あくまでも債務相当額を弁済できる能力がある方、そういう形で規定してございます。

続きまして債権放棄の要件の中で、自己破産というふうには、その場合どうなのかということですが、条項なんかには載っていませんが、自己破産につきましても、真に支払える能力がないということに該当すると思われまいますので、そういった場合については債権放棄という形で進むものと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 3番、志田君。

○3番(志田 力君) 自己破産のときにちょっと気をつけなきゃならないのは、通常は返済能力がないから自己破産するんですけど、意図的に自己破産するっていう場合があるとすれば、その持っている財産あるいは貴金属類とか、そういうものも含めての場合もありますので、そここのところ徴収する能力っていうか、その中に、範囲にある場合は当然そうするんでしょうが、そこら辺だけきちっとあれしてくれればいいかなと、それだけです。

○議長(福嶋尚人君) 要望ですか、質問。

○3番(志田 力君) そのこのところだけ、きちっと見極めて徴収できるものはするということにしたい。これは確認のみで要望でもけっこうです。

○議長(福嶋尚人君) はい、わかりました。

他にありますか。

10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 条例の趣旨ですけれども、今まで各課で管理手法がばらばらだったので、きちんと統一して事務処理とか、不良債権処理をやっていくっていうことは理解したんですけれども、運用の面でちょっと懸念があるのでお聞きします。

第10条、11条、12条、13条と続くんですけれども、これによって今までよりも取り立てが厳しくなるとか、滞納処分がやりやすくなるとか、そういう懸念がないのか。つまり、今までと同じように丁寧な窓口相談とか分割分納とか、きちっとそういうことが守られていくのか、そこをお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中島税務課長。

○税務課長(中島健治君) 今回、債権管理の中で支払える方、能力がある方については公債権、私債権、言い方はちょっと違いますけれども、強制徴収、徴収を強化していくと、あとは真に支払える能力がない方については執行停止をかけて、状況を見ながら不納欠損という形で債権の適正な処理を行っていくものでございます。

その中で谷議員心配されてように、この状態の中で、訴訟、私債権については自由行使できないということもありまして、場合によっては裁判所に申し立てをしながら債権回収っていう場面もございます。言葉はちょっと怖い面もありますけども、そこは私債権だから、公債権だからではなくて、同じ基準の中で真に支払える能力があるかどうかで判断していく形でおりますので、そこらへんは十分に注意した中で、本当に支払えない方についてはそういった措置は講じないってことです。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 支払える、支払えないって実情の把握と丁寧な対応は変わらないということだと思います。

それで全国ではこの条例を生活困窮者のシグナルとして発見、そういう人の発見として運用しているところがあります。この中にも第7条に関係部署の情報交換、情報共有ってあるんですけれども、シグナルとしての運用っていうのが無収入とか、低所得の人を就労支援とか、ハローワークとか、包括とか、福祉とか、いろんな窓口で各課が連携してつなぐっていうようなやり方をやっているところがあるんですが、うちの町もそのような方向で運用を、この条例を充実させていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川税務課主幹。

○税務課主幹(及川敦司君) 谷議員の先ほどの質問にお答えしたいと思います。

まず、納付に当たりましては、我々は基本的には納期内納付というものを守っていただくようにしております。ただ、その中でその納付が納期内に納められないような方につきましては、しっかりと分納相談等をして、いかに完納に導くかというような相談をさせてっております。それで今回、債権管理条例の中で強制徴収とか、滞納処分という言葉も出てきていますけれども、あくまでその納税相談にもものらない、納付にも導かないような方につきましては、当然財産調査をして、本当にこの方が支払い能力のある方なのかどうかというのをまず判断していくというものになります。

支払い能力があるということになれば、当然滞納処分ですとか、強制執行というような形で厳

しい対応をとっていかないと、納付者、納税者の公平性の確保は保たれないのかなというふうに考えています。

また、納付が難しいというような方につきましては、福祉サイドの手続のほうにご案内したりとか、そういったことを含めて納税相談をこれまでどおりやっていきたいというふうに考えております。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第 11 号に対して討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これから、議案第 11 号 新ひだか町債権管理条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 6、議案第 12 号 新ひだか町集会施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺福祉課長。

【福祉課長 渡辺浩之君登壇】

○福祉課長(渡辺浩之君) ただいま上程されました議案第 12 号についてご説明申し上げます。

議案第 12 号は、新ひだか町集会施設条例の一部を改正する条例制定についてでございます、別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1 枚おめくりいただき、1 ページをごらんください。

新ひだか町集会施設条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、第 2 条の表に「豊畑会館」の項を加えるものでございます。

なお、名称につきましては自治会、保育所父母からの応募と自治会からの要望があり、福祉課からも案を出し、その中から自治会の役員会で絞り込み、決定したものでございます。

附則でございます。第 1 項、この条例は平成 31 年 3 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 項、新ひだか町立生活館条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表、第 1 区の部、「豊畑生活館」の項を削るものでございます。

なお、新ひだか町立生活館条例の一部改正は、関連する条例として附則で改正するものでございます。

1 枚おめくりいただき 2 ページ、条例新旧対照表につきましては参考資料でございます、上段の新ひだか町集会施設条例の一部改正は「豊畑会館」を加えるもの。下段の新ひだか町立生活館条例の一部改正は「豊畑生活館」を削るものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

議案第 12 号に対して討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これから、議案第 12 号 新ひだか町集会施設条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

○議長(福島尚人君) 説明員入れかえのため暫時休憩します、そのままお待ちください。

休憩 午後 1 時 4 1 分

再開 午後 1 時 4 2 分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 7、議案第 13 号 新ひだか町介護サービス条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

なお、本件に関する参考資料が提出されておりますのでご確認ください。

提案理由の説明を求めます。

上田健康推進課長。

〔健康推進課長 上田賢朗君登壇〕

○健康推進課長(上田賢朗君) ただいま上程されました議案第 13 号についてご説明いたします。

議案第 13 号は、新ひだか町介護サービス条例の一部を改正する条例制定についてでございます。別紙のとおり改正しようとするものでございます。

今回の改正内容につきましては、町が事業実施している特別養護老人ホーム静寿園と蓬萊荘、そして、老人保健施設まきばの 3 施設を利用しようとする際の入所に当たっては居住費を、短期入所に当たっては滞在費の金額について見直そうとするものでございます。

見直しに至った理由についてご説明させていただきます。

追加でお配りさせていただきました議案第 13 号の参考資料 2 をご覧願います。A 3 版のものでございます。

1 ページ目の下段、2、国基準費用額及び 3 施設居住費等の推移をごらんください。国の示す基準額の推移と 3 施設の居住費等のこれまでの見直しの状況となっております。

この国基準費用額とは、厚生労働大臣が定めた額のことです。施設への入所等に係る居住費等に対し、国が示す基準額でございます。平成 17 年 10 月以降の居住費等の積算根拠につきましては、国から通知のあった小規模生活単位型指定介護老人福祉施設等の居住費に基づく個人スペース部

の建設費分に光熱水費と備品費を加えたものを算定基礎とするなど、個々の施設の算定方式とされていましたが、平成 17 年 10 月の改正により国基準費用額が示され、それまでの算定方法は廃止されたことから、表では国基準費用額と比較するため、平成 17 年 10 月 1 日以降の居住費等を掲載してございます。

居住費等の金額について国基準費用額が示された後においても、当町では国基準費用額を下回る町独自の低い金額を長年にわたり設定してございます。また、介護サービス事業特別会計にあっては、これら 3 施設を含む事業を実施しておりますが、個々の事業収入はあるものの、これら 3 施設において多額の収支不足が生じ、一般会計からの繰入金で年々税増加傾向にあり、平成 18 年度の一般会計繰入金が 1 億 2,780 万 4,000 円だったものが、平成 22 年度では 3 億 490 万 8,000 円、平成 28 年度では 4 億 8,323 万 7,000 円とこの 10 年間で 3 億 5,543 万 3,000 円、278.1 パーセントの増となっており、一般会計へ多額の負担を求めなければ事業運営ができない状況が続いてございまして、このことは一般会計本体にも多大な影響を与えていることから、これ以上従来と同じ低料金を維持することは困難な状況にあることから居住費等の見直しが必要になったところでございます。

なお当業種にあっては、その多くが民間事業者により実施されてるサービスでございまして、追加資料上段の 1、北海道内の居住費等の状況に記載してございますが、現在の道内で提供されている施設サービスごとの状況でございまして、①では静寿園と同じタイプの参考としてユニット型施設でございまして、備考に記載のとおり、ほぼ民営で実施している状況にあり、公設公営は当町の静寿園のみとなっているようございまして、居住費等の料金設定は全 192 施設中 72.9 パーセントの施設が国基準費用額と同額を設定してございまして、下回る金額を設定しているのは当町を含め 9 施設のみとなっております。

②は蓬莱荘と同じタイプの多床室ですが、こちらは全 206 施設中 94.2 パーセントの施設が国基準費用額を設定してございまして、③はまきばと同じタイプの多床室ですが、こちらも全 166 施設中 80.7 パーセントの施設が国基準費用額と同額を設定しているという状況でございまして、

中には基準額以上の居住費等を求めている施設も多くございまして、当町の 3 施設においても現状のコストを計算しますと、静寿園で 3,090 円、蓬莱荘で 1,530 円、まきばで 390 円と非常に高い単価となり、安定した施設運営を維持するためには応分の負担を求めなければなりません、このコスト全額を居住費等で賄おうとした場合、入居者全員が負担できないという状況が予想されることから、利用者負担の軽減からも、今回の居住費等の見直しにあっては国基準費用額と同額の単価といたしました。

そこで今回の見直しに伴う影響でございまして、資料の裏面 2 ページ目をごらんください。

今回見直そうとする金額につきましては、居住費等の上限を定めようとするもので、利用者の収入や資産などの状況に基づいた負担能力に合わせて、第 1 段階から第 4 段階までの区分に分けられますが、資料の①階層別自己負担限度額の表でございまして、こちらが今回の見直しによる個人別の影響額となりますが、生活保護受給者や町民税非課税などの方々が区分対象となる第 1 段階の方々については全く影響はございません。

一定の収入資産がある第 2 段階以上の方々について、静寿園では第 2 段階で対象となる方々はなく、第 3 段階で月額 50 円、年額 1 万 8,250 円の増額となり、第 4 段階の高収入者にあつては月額 710 円、年額 25 万 9,150 円の増額となります。

蓬莱荘では、第3段階までは影響がなく、第4段階で日額240円、年額8万7,600円の増額となり、まきばでは第2段階以上で日額160円、年額5万8,400円の増額を負担していただくこととなります。

そこで各段階でどの程度の対象者がいらっしゃるのかというのが、②の段階別収入区分の表になりますが、静寿園で142名中第3段階で54名、第4段階で16名、蓬莱荘で49名中第4段階の13名、まきばでは39名中第2から4段階で35名の方々が見直しの対象になることとなり、この方々にあつては相応の収入、資産等があるためこの区分になっているという状況を考えますと、今回の見直しによる増額が負担できないということはないものと考えてございます。

③の段階別の影響額の表は、施設ごとの増収額を試算したものでございます。各段階に記載のある補足給付とございますが、こちらは平成27年8月の介護保険制度の改正により、真に必要な人に給付を重点化して支給するということになり、収入や資産等が一定以下の第1から3段階の方々に対して、基準を超えた分を介護保険から補うために支給されるものでございまして、自己負担はこの補足給付と国費用基準額との差額を利用者へ自己負担として求めているものでございます。

そこで影響額でございますが、総額で計の欄になりますが、3,976万3,100円の増収になる見込みとなっております。各施設ごとの増収額は記載のとおりでございます。

今回の見直しにより赤字の全額を回収するものではございませんが、事業者の立場としましては、せめて標準的な国基準費用額と同額の居住費等をいただきたいという考えによるものでございますので、今回の3施設の居住費等の見直しについてご理解賜りたいと存じます。

また、今後において消費税等の増税が予定されていますが、居住費等は非課税ということでこのことからの値上げに結びつくことはございませんが、3年ごとの介護報酬の見直しのときに、これら費用の見直しが過去に行われているようですので、国の示す基準費用額に変動があった場合には、それに合わせた料金改定を実施していきたいと考えてございますので、あわせてご理解賜りたいと存じます。

それでは、冊子の議案に戻りまして、議案第13号の2ページ目の議案第13号 参考資料で条例新旧対照表をご覧ください。

改正をしようとする部分は下線表示してございますが、各施設の居住費・滞在費の金額について1,260円を1,970円に、600円を840円に、210円を370円に改めようとするものでございます。

1枚お戻りいただきまして附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行し、この条例による改正後の新ひだか町介護サービス条例の規定は、この条例の施行の日以後に提供されるサービスについて適用し、同日前に提供されたサービスについては、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第13号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、建部君。

○13番(建部和代君) 1点、今回改正する部分なんですけれども、この改正は低所得者に対しては全く影響がないということの認識でよろしいでしょうか。

○議長(福島尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 先ほどお配りした資料見ていただきながら説明したんですけども、そのとおりでございます。

○議長(福島尚人君) 他にありませんか。

6番、下川君。

○6番(下川孝志君) まず1点は、私は滞在費が1,970円にもなるということは民間よりある部分では高くなるんですね。そうすると先ほどの説明では影響がさほど感じないという説明でしたけれども、公的機関の施設が民間より高いという、赤字だし、財政を埋めていくという意味では応分の負担もわかりますけれども、イメージとして、じゃ、そのことによって選択できない町民が出てくるのではないかと私は心配があるんですが、その辺の考え方を説明していただきたいのと、それから私はこういう見直しのときに、例えば静寿園と蓬莱荘と差があるんですが、現実的に利用者の状況がどんな形で選択するかというと、部屋の大きいとか狭いとか、または古いとか新しいとかでは選択しないんですね。ケアの質でもって実は選択するっていうのがほとんど考えであったり苦情であったりで、個室についてはさほど影響がないんですね。そういう意味では合併してもう10年以上過ぎているのに、同じ町内に2つの値段があるというのはやっぱり納得できない部分なんですね。同じ見直すのであればやはり静寿園と蓬莱荘というものが、同じ基準にできるだけ近づけていくっていう改正をすべきだと思うんですが、その辺の考え方っていうのはこの見直しのときに働かなかったものでしょうか。

○議長(福島尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 2点のご質問ですけども、1点目の選択肢がなくなるんじゃないかというふうなご心配ですが、それにつきましては確かに安い料金を設定してとかがございます。ですが、そのほとんどが基準費用額を使っているというふうなことでございますので、こちら例えば、管内のどの施設を選ぶというふうなときには、ほとんどがもうこの基準額を使っていますので、そういった部分では金額で選ばないというふうなことはないのかなと考えてございます。あと、施設、例えば静寿園と蓬莱荘と費用を近づけるということですが、こちらにつきましては施設のその用途、用途ではないですけどもユニット型と多床室というふうなもので違いがございます。その違いが国のほうでは単価の違いとして出しております。ですので、当町としましては、その国の示している基準の単価に設定したいというふうな考えでございます。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 後半の方は、私は多床室とユニット型、その差はわかるんですよ。ただ従来型の個室という意味では、個室とユニット型の個室という意味では選択する側としては、そんなに重きを置いていないケースがありますから、その部分は同じにならないかということなんです。

○議長(福島尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) こちらも国のほうで示されている基準に基づいて設定しているものでございまして、先ほども申し上げたとおり、同じような理由で設定をしているというふうなことでございます。

○議長(福島尚人君) 他にありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

本案に対して、討論の通告がありますので討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

10 番、谷君。

[10 番 谷 園子君登壇]

○10 番(谷 園子君) 私は現行の居住費等を国基準費用額に引き上げる介護サービス条例改正案について、反対をいたします。

この改正により、静寿園で第3段階は年1万8,250円、第4段階は年25万9,150円の負担増、蓬莱荘は第4段階で年8万7,600円、まきばは第2・3・4段階で年5万8,400円の負担増です。

一方、ただいまの説明でも道内の大多数の介護施設が民・官を含め国基準以上の料金であることもわかりました。わかっています。当町が長い間、高齢者にやさしい国基準以下の料金負担軽減に努力してきたことは本当にすばらしいことだと言えます。利用者の立場に立てば頑張ってきた制度だからこそ続けていくべきです。

反対する一番の問題は、利用者の介護費用負担が増えることです。静寿園でいえば1日の値上げ幅が710円、一月で2万2,000円にもなります。第4段階となれば補足給付は受けられず居住費・食費は全額自己負担です。サービス利用料も2割、3割の方も出てきます。このような中で急激な負担増は回避すべきです。

そして、さらに町の財政が限界だという問題もあります。多額の繰り入れをせねばならない。しかし、これは国の制度自体の問題でもあります。介護保険制度の問題点はサービスが充実すると保険料が上がるのと、利用したときの負担も利用者にとって重荷になることです。町は利用者負担を求める方向だけでなく、国に対しても払える利用料金にしていくよう、根本的な制度改善と財政的支援を求めていくことが必要です。

以上のことを訴えまして、本条例改正案への反対討論といたします。

皆様のご賛同を求めます。

○議長(福嶋尚人君) 次に原案に賛成者の発言を許します。

14 番、池田君。

[14 番 池田一也君登壇]

○14 番(池田一也君) 私は、議案第13号の新ひだか町介護サービス条例の一部を改正する条例制定について、原案に対し、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、町から提案がありました条例改正につきましては、先ほどからの町の提案理由の説明にもありましたが、静寿園では平成17年の改築以降、一度も見直しが行われてはおりません。さらには、他の施設においても経費を賄うだけの料金設定とはなっておらず、一般会計から多額の繰り入れで維持されている状況にあります。このことは町財政を圧迫している大きな要因の1つではないかと考えます。本来は施設運営に係る経費を賄うだけの料金設定にすべきとは思いますが、上限を国の示す基準額にとどめるなど、入居者への負担軽減といった配慮も見られます。さらには、低所得者には全く影響がなく、所得のある方に負担能力に応じた負担をしていただくという説明もありました。

また、この業種には、多くの民間事業者が実施をされております。そのほとんどが、国が示す

基準額と同額の料金設定をしているということもありますので、今回の入居費等の見直しについては適正なものであると考えます。

以上のことから、提案されております議案第 13 号の新ひだか町介護サービス条例の一部を改正する条例について、原案に対する賛成の意見といたします。

議員皆様の多数のご賛同いただけますように、よろしく願いをいたします。

○議長(福島尚人君) 以上で討論を終結いたします。

これから、議案第 13 号 新ひだか町介護サービス条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立する者多数あり]

○議長(福島尚人君) お座りください。起立多数であります。

よって、議案第 13 号は、可決されました。

暫時休憩いたします。10 分程度休憩いたします。

休憩 午後 2 時 0 4 分

再開 午後 2 時 1 9 分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 8、議案第 14 号 新ひだか町奨学金支給条例の全部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

片山管理課長。

[管理課長 片山孝彦君登壇]

○管理課長(片山孝彦君) ただいま上程されました議案第 14 号についてご説明申し上げます。

議案第 14 号は、新ひだか町の奨学金支給条例の全部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町奨学金支給条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1 枚おめくりいただき、1 ページをごらんください。

新ひだか町奨学金支給条例、新ひだか町奨学金支給条例の全部を改正する。

新ひだか町におきます奨学金制度につきましては、旧静内町で実施しておりました給付型奨学金と旧三石町で実施しておりました貸付型奨学金を引き継いで実施しているところであります。

また、平成 27 年度には大学生に対する給付型奨学金制度、貸付型奨学金の全額返還免除制度など、一部制度改正を実施しております。

しかし、制度改正から 3 年が経過し、この間における社会・経済情勢の変化や国等による各種支援制度の創設及び拡充が進んでおりますことから、新ひだか町奨学金制度について抜本的な見直しを実施しようとするものでございます。

それでは具体的な改正内容につきまして、議案第 14 号 参考資料 2 の奨学金条例改正説明要旨

でご説明いたしますので、恐れ入りますが5ページをお開きください。

改正内容であります。初めに、1、奨学金の対象者の見直しでございまして、現行制度では、大学生に対する給付額型奨学金は町内の高等学校を卒業した方のみを対象としておりました。見直し後では、卒業した高等学校にかかわらず対象者とするよう拡充しようとするものでございます。

また、学校種別につきましても、現行制度では、大学のみを対象としておりました。見直し後では、大学・短期大学・専修学校・高等専門学校を対象とするよう拡充しようとするものでございます。

なお、このことと合わせまして、現在実施しております貸付型奨学金につきましては、独立行政法人日本学生支援機構において実施しております貸与奨学金が拡充されておりますことから、新ひだか町の貸付型奨学金は給付型奨学金へ統合し、制度を廃止しようとするものでございます。

続いて、2、奨学金の金額の見直しでございまして、高校生の給付額は月額9,000円以内から月額1万円以内へ、通学加算は月額1,500円以内から月額3,000円以内へと、大学生の給付額は月額3万7,000円以内から月額4万円以内へ、さらに、町内の高等学校を卒業生への加算として月額2万円以内を創設し、それぞれ見直しを実施しようとするものでございます。

これらの奨学金の金額の算定に当たりましては、文部科学省の「子供の学習費調査」及び日本学生支援機構の「学生生活調査」の結果で出されております高等学校及び大学等の就学に必要な家庭負担の経費の金額に基づき、奨学金の額を算定したものでございます。

1枚おめくりいただき6ページをごらんください。

続いて、3、奨学金の申し込み時期の見直しでございまして、現行制度では、支給または貸付けを受けようとする年度の4月中の1カ月間を申し込み期間としておりました。見直し後では、日本学生支援機構の制度に準じて在学申込みとして2か月間、予約申し込みとして3か月間の申し込み期間を設定いたしまして、より利用しやすい制度へと改正しようとするものでございます。

恐れ入りますが3ページへお戻りください。

附則でございまして、第1項は、施行期日でございまして、この条例は平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は、新ひだか町奨学基金条例の一部改正でございまして、現在の基金条例におきましては、奨学金を貸し付けまたは支給するために基金を設置することとしておりますことから、貸付型奨学金の廃止により必要な改正を行うものでございます。

第3項は、新ひだか町奨学資金貸付条例の廃止でございまして、貸付型奨学金の廃止により当該条例を廃止しようとするものでございます。

第4項は、経過措置でございまして、貸付型奨学金を開始した後も、これまで貸し付けを行った奨学資金につきましては、その返還債務が完了するまでの間は、なお従前の例により返還していただくため経過措置を設けるものでございます。

第5項は、検討でございまして、前段で申し上げましたとおり高等教育における各種支援制度につきましては、国等の施策により年々拡充が進んでいる状況でございます。このことから今回の条例改正後におきましても、試行後5年を経過した場合において、その時点における社会・経済情勢や各種支援制度などを総合的に勘案し、改めて必要な措置を講ずることを明記しようとするものでございます。

以上で議案第 14 号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○議長(福島尚人君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

議案第 14 号に対して討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これから、議案第 14 号 新ひだか町奨学金支給条例の全部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 9、議案第 15 号新ひだか町医療技術者と奨学金貸付条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

なお、本件に関する参考資料が提出されておりますのでご確認ください。

提案理由の説明を求めます。

上田健康推進課長。

〔健康推進課長 上田賢朗君登壇〕

○健康推進課長(上田賢朗君) ただいま上程されました議案第 15 号についてご説明いたします。議案第 15 号は、新ひだか町医療技術者等修学資金貸付条例の一部を改正する条例制定についてございまして、別紙のとおり制定しようとするものでございます。

今回の改正に至った理由についてご説明させていただきます。

町内における医療技術者等の人員確保は依然として困難な状況にあり、人員確保は必要であるものの、現行制度について、行財政改革推進本部会議が平成 29、30 年度実施した事務事業評価、事後評価において貸付対象の上限を設けていないので貸付金は増加しているなどの指摘があり、貸付対象の上限や金額の見直しなど検証が必要されたところでございます。

このことから事業の見直しを行うことになりましたが、現在進学を希望する多くの学生が利用している日本学生支援機構の無利子、有利子の貸付金制度は充実しているものの、卒業後の返済が大きな負担となり、特に低所得者世帯出身者にあつては自己破産するなどの社会問題が生じているため、貸付対象を経済的な理由により就学困難な町内出身学生とし、学力、所得等の選定基準を設け、貸付額等を変更しようとするものでございます。

また、見直しにより選考基準等を設けるため間口は狭くなりますが、これまで併用できなかった新ひだか町奨学金制度の内容見直しにより、併用可能となることで、成績優秀かつ経済的に就学困難である学生への実質給付額を増額しようとするものでございます。

この貸付金につきましては、町内で勤務する医療技術者等を増やすことが目的でありましたが、町財政が非常に厳しい中、見直しは避けられないものでありますが、成績が優秀であるにもかかわらず

ならず経済的理由により就学が困難な者の医療技術者を目指す方たちを救うためにも重要な制度であるため、内容を一部見直し、事業を継続しようとするものでございます。

それでは、具体的な改正内容についてご説明させていただきますので、追加でお配りさせていただきましたA3番の議案第15号 参考資料2をご覧ください。

資料に医療技術者の現行制度と見直し後の内容、それから変更内容、また、参考としまして右端に大学生給付型奨学金見直し後を記載してございます。この給付型奨学金につきましては、教育委員会所管の給付型奨学金制度でございまして、議案第14号として議決をいただいた条例でございまして、

上段から説明させていただきます。

目的でございますが、現行では優秀な医療技術者の育成及び人員確保を図るということを目的としておりますが、見直し後はこれに成績が優秀であるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な状況であるものを加えます。対象者につきましては、現行では医療技術者等養成施設に在学、または入学しているもので、将来、町内において勤務しようとするものとしておりまして、町外出身者、社会人も対象としていましたが、見直し後は町の奨学金と基準を合わせることで奨学金と貸付金の両方を受給可能となるため、対象者となる条件に新ひだか町奨学金支給条例第2条第2項各号に定める条件をすべて備えるものであることを加えています。

その条件は右端に記載してございますが、その3件すべてを備えるものを加えることになり、これにより町外出身者・社会人は除外することとなります。社会人を除外することにつきましては前段でもご説明いたしましたとおり、自己破産等の問題から低所得者世帯出身者の学生を対象としたいということでございます。

学力審査では成績証明書を求めていくこととなりますが、卒業から5年経過した場合は成績証明書の発行ができなくなることで、また、学校からの推薦が得られないことなどにより除外したものでございます。

職種につきましては、②の薬剤師等のほかに助産師を追加してございまして、助産師については現在町内医療機関には町立静内病院婦人科助産師外来の1名しかおらず、また、町内に産科がないため、産前産後の妊産婦ケアなど地域に必要な職種であることから追加するものでございます。

住所要件は、これまで町外出身者も対象としておりましたが、奨学金制度に合わせ、本人または親が町内に住所を有する町内出身者とします。

募集人員は、これまで予算の範囲内としながらも選考基準がなかったことから申請者全員に貸し付けておりましたが、見直し後は過去3カ年の実績平均から各年度の医師、歯科医師であれば新規1名、薬剤師・看護師頭であれば新規4名以内とします。

金額につきましては、②のその他、医師以外は現行の月額5万円に変更ありませんが、①の医師・歯科医師については現行月額20万円を5万円減額し15万円に変更します。15万円とした根拠は、国公立大学の就学費用を基準としまして、道内の医大が北海道大学、札幌医科大学、旭川医科大学でございまして、すべて国公立大学であるため、道外の私立大学は考慮してございません。

なお、大学の就学費用につきましては資料裏面の下段、欄外に参考として就学費用を記載しておりますが、2段目の国公立大学では学費81万8,000円と生活費の103万2,000円で合計185

万円となり、月にしますと 15 万 4,000 円となることから貸付額を 15 万円にしようとするものでございます。

これにより医師・歯科医師 1 名当たりの限度額は 1,080 万円となり、現行の 1,440 万円から 360 万円減ることになります。ちなみに、私立の医師・歯科系に進学した場合は就学費用表の 3 段目のとおり、月額 48 万 5,000 円となりなりますが、ここまでは考慮しないものいたしました。

再度表面にお戻りいただきまして、金額欄の①の医師・歯科医師の貸付額は減額となりますが、奨学金を併用できる方については実質増となり、資料の変更内容の欄に参考として奨学金と貸付金を併用した場合の給付額を記載してございますが、①医師・歯科医師で町内高校出身者であれば、奨学金の給付分 6 万円と貸付分 15 万円で合計が月額 21 万円となり、実質現行から 1 万円増えることとなります。②その他の薬剤師・看護師につきましては、町内高校出身者ですと奨学金と貸付金に合わせて月額 11 万円の給付となり、現行より 6 万円の増、町外高校ですと月額 9 万円の給付となり、現行より 4 万円の増となります。

裏面にまいりまして、選考方法については書類審査とし、必要に応じて面接等を行います。選考基準については、これまで学力、家計基準を設けておりませんでしたが見直し後は町の奨学金制度と同基準とし、学力基準は直近 1 年間の全教科の成績が 5 段階評価の A ランクの 4.3 以上、家計基準は住民税所得割の非課税世帯としております。

償還方法は、現行制度と変更なく、貸付期間に相当する期間を町内医療機関で勤務した場合免除とし、制度の目的を達成する見込みがない場合は決定を取り消し後 3 カ月以内に一括返済となります。

償還の免除の取り扱いについては、免許取得後の勤務開始時期を一部変更します。

①の医師・歯科医師については、現行では医師の免許取得後、臨床研修を修了したあと 1 年以内の勤務開始としていますが、見直し後は医師の専門研修制度の改正に対応するため、町長が必要と認める場合はその研修終了後を加えます。これは、臨床研修は引き続き研修でございまして、その後専門医を目指す場合、専門研修を受けていくことになり、専門医研修は内科で 1 年、外科ですと 2 年かかるなど、診療科目によってその期間は異なるためでございます。

次に②のその他で、看護師等につきましては、免許取得後 1 年以内に勤務としておりましたが、見直し後は町長が指定した養成施設に限り、免許取得後 4 年以内に勤務を加えております。これは日高管内に唯一の看護師養成所である浦河赤十字看護専門学校の学生を対象とすることを想定したものでございまして、浦河赤十字病院の奨学金を受け看護師として従事したあと、当町に戻って勤務を可能とするため、勤務開始時期を延長するものでございます。

最後に備考になりますが、変更内容に高校生については高校生給付型の奨学金に加算することとし、現在、看護師の資格を取得できる高校は道内に 1 カ所ございまして、美唄の聖華高等学校の 5 年制がでございます。

以上が改正内容の説明となります。

冊子の議案にお戻り願います。

議案第 15 号 表紙の次のページの 1 ページでございます。

次のページにまたがっていますが、附則でございまして、施行期日は平成 31 年 4 月 1 日から施行しようとするもので、経過措置では現在貸し付けを受けている方々につきましては既にこの貸付金が入ってくるものとして家計設計しておりますので、新たな基準で選定せず、貸付金額もこ

れまでどおりとなるようにしてございます。

以上で議案第 15 号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

議案第 15 号に対して討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これから、議案第 15 号 新ひだか町医療技術医者等修学資金貸付条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 10、意見書案第 16 号 国保の抜本的改革を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。10 番、谷君。

〔10 番 谷 園子君登壇〕

○10 番(谷 園子君)

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 谷 園 子

賛成者 同 上 下 川 孝 志

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第 16 号)

国保の抜本的改革を求める意見書について

提案理由

高すぎる国民健康保険税を払えずに、滞納となった世帯は北海道でも全加入者世帯の 12 パーセントを超えています。無保険や正規の保険証がない生活困窮者が、受診が遅れて死亡するなど深刻な事態まで起きています。

全国知事会などの地方団体は、加入者の所得が低いのに、他の医療保険より保険料(税)が高く、負担も限界になっている国保の構造問題を解決するためには、抜本的な財政基盤の強化が必要だと主張しています。国保を持続可能な暮らしと健康を守る制度としていくために、公費 1 兆円を投入し、協会けんぽ並みに国保税を引き下げることをはじめとした抜本的改革を求めて提出いた

します。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 各 通
財務大臣
総務大臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は質疑討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

これから、意見書案第 16 号 国保の抜本的改革を求める意見書についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

【起立する者少数あり】

○議長(福島尚人君) お座りください。

起立少数であります。

よって、意見書案第 16 号は、否決されました。

◎意見書案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 11、意見書案第 17 号 日本経済に壊滅的影響を及ぼす消費税 10 パーセントへの増額中止を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10 番、谷君。

【10 番 谷 園子君登壇】

○10 番(谷 園子君)

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 谷 園 子

賛成者 同 上 本 間 一 徳

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第 17 号)

日本経済に壊滅的影響を及ぼす消費税 10 パーセントへの増税中止を求める意見書につい

て

提案理由

安倍首相は消費税を10パーセントに引き上げるとしていますが、庶民の暮らしは賃金低下、物価上昇のもとで、実質家計消費が大きく落ち込んでいます。こうした中で再び5兆円もの大增税を実施すれば、消費はますます冷え込み、日本経済にも壊滅的な影響を及ぼします。

大企業や富裕層優遇の不公平税制をただし、暮らしや社会保障、地域経済振興に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策こそすすめるべきです。

2019年10月からの増税を中止することを強く求めて提出いたします。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 各 通
財務大臣
総務大臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は質疑討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

これから、意見書案第17号 日本経済に壊滅的影響を及ぼす消費税10パーセントへの増額中止を求める意見書についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

【起立する者少数あり】

○議長(福島尚人君) お座りください。

起立少数であります。

よって、意見書案第17号は、否決されました。

◎意見書案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第12、意見書案第18号 憲法9条「改正」断念を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番、谷君。

【10番 谷 園子君登壇】

○10番(谷 園子君)

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 谷 園 子
賛成者 同 上 本 間 一 徳

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第 18 号)

憲法 9 条「改正」断念を求める意見書について

提案理由

この度の 9 条「改正」は、憲法 9 条に自衛隊を書き込み、海外での武力行使を無制限に拡大するもので許しがたい暴挙です。

安倍首相は、自衛隊に対し改憲の号令をかけましたが、これは閣僚に憲法の尊重擁護を義務づけた憲法 99 条に明らかに違反しています。さらに首相は、国会議員に対し改憲への審議を呼びかけました。行政の長が立法府の審議に号令をかけることは、憲法の三権分立を蹂躪するものです。

どの世論調査を見ても国民多数が、改憲案の発議に反対しています。9 条改定案の国会提出をやめ、憲法の尊重擁護を義務づけた憲法 99 条を守ることを強く求めて提出いたします。

提出先 衆議院議長
参議院議長 各 通
内閣総理大臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑討論を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

これから、意見書案第 18 号 憲法 9 条「改正」断念を求める意見書についてを採決いたします。
この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

【起立する者少数あり】

○議長(福島尚人君) お座りください。

起立少数であります。

よって、意見書案第 18 号は、否決されました。

◎意見書案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 13、意見書案第 19 号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

13 番、建部君。

[13 番 建部和代君登壇]

○13 番(建部和代君)

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 建 部 和 代

賛成者 同 上 池 田 一 也

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第 19 号)

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書について

提案理由

「義援金差押禁止法」は、台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生の際に立法化されてきた経緯があり、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められています。国としては、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、「義援金差押禁止法」の恒久化を早期に求め意見書を提出いたします。

提出先 衆議院議長

参議院議長

各 通

内閣総理大臣

内閣官房長官

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

ご審議よろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第 14、意見書案第 20 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8 番、本間君。

[8 番 本間一徳君登壇]

○8 番(本間一徳君)

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 本 間 一 徳

賛成者 同 上 細 川 勝 弥

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第 20 号)

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

提案理由

道教委は3月、「これからの高校づくりに関する指針」(以下、「新指針」)を公表しました。

広大な北海道の実情にそぐわない「新指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障することが必要です。

以上の趣旨にもとづき、意見書を提出するものです。

提出先 北海道知事

北海道教育委員会教育長 各 通

北海道議会議長

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について

○議長(福嶋尚人君) 日程第 15、委員会の閉会中の継続審査及び継続事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、委員会で審査及び調査中の事件については、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配付の申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに決定いたしました。

◎行政報告に対する質疑

○議長(福島尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑願います。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

◎閉会の議決

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。これで本定例議会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

よって、新ひだか町議会会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(福島尚人君) これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成30年第7回新ひだか町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午後 2時59分)